

3 来春いよいよ入学！ ～小学校に入学するとき～



障がいのあるお子さんが、小・中・義務教育学校に入学するときは、郡山市の教育支援委員会が、保護者の方から提出いただいた資料をもとに審議を行い、お子さんの特性に合った就学先（通常の学級、特別支援学級、特別支援学校）を案内いたします。

【小学校入学時】

1 学校での就学相談

次年度入学予定のお子さん（年長）の就学についてお問い合わせがある場合は、学区の小学校が就学相談の窓口になっております。ただし、支援学校に入学希望または迷っている方は、総合教育支援センターまでご相談ください（933-8081）。その後、該当障がい種特別支援学校での個別の就学相談が必要になります（9月までに）。

審議判断に必要な書類を発行する病院の予約が大変混み合っておりますので、心配なことは5月～7月に相談することが大切です。

就学する年度の前年10月には、郡山市教育委員会から小学校の入学通知書が郵送されますので、お住まいの学区の小学校で健康診断を受けていただくようになります。お子さんの様子や検査結果、保護者からの依頼で、個別の教育相談をする場合があります。

2 年2回の特別支援教育相談会

年2回（6月と8月）「特別支援教育相談会」を開催して、お子さんの特性に合った就学等のご相談に応じています。「広報こおりやま」でお知らせし、総合教育支援センター（933-8081）で電話予約を受け付けます。

3 市教育支援委員会での審議

各学校を通じて提出された資料等にもとづいて、市教育支援委員会で審議し、お子さんの特性にあった就学先（通常の学級、特別支援学級、特別支援学校）についてご案内いたします。審議委員は、医師、福祉関係者、教育関係者など、複数の専門家をお願いし審議いただいております。

【関係機関】

- 障がいのあるお子さんの下校後の一時的な預かりについては、
郡山市障がい福祉課（924-2381）にお問い合わせください。
- 放課後の留守家庭児童会（児童クラブ）の入会については、
各児童クラブまたは、郡山市こども政策課（924-3801）にお問い合わせください。



来春いよいよ小学校入学 一年前の準備は？



- 1月～3月
- 就学を考えている学校や学級の情報収集
 - ・ 様々な方法で情報を集めてみましょう。
 - 必要に応じた医療機関への受診や検査
 - ・ 必要な心理検査等の予約は1年前から準備が必要です。
- 4月～9月
- 進学先の小学校への事前連絡や教育相談
 - ・ 相談窓口は学区の小学校になります。
 - ・ 学校では日程を調整して教育相談を行い、保護者の方からお話を伺って教育相談票を作成します。内容によっては、幼稚園や保育所、保育園の方で記入してもらうところもあります。
 - ・ 教育相談票は、学区の小学校から受け取ります。
 - ・ 心理検査報告書や診断書等を学校に提出する時期の確認をします。
 - 特別支援学校の見学や就学相談
 - ・ 特別支援学校への入学を希望されている方は、まずは総合教育支援センターにご相談ください。その後、お子さんと一緒に該当障がい種特別支援学校の個別就学相談を受ける必要があります。
 - ※見学とは異なりますのでご注意ください。
- 7月～11月
- 郡山市教育支援委員会(令和4年度は、7月・9月・10月・11月…新入生対象)
 - ・ 保護者と学校から提出された資料をもとに、お子さんの特性に合った就学先について審議をします。
 - ・ 審議結果は、学区の小学校長から保護者の方へ説明します。
- (通常学級、特別支援学級、特別支援学校)

- 10月
- 就学時健康診断
 - ・ 10月はじめに市教育委員会から小学校の入学通知書が郵送されます。
 - ・ 入学通知書（はがき）をもって、指定の日時に学区の小学校へお子さんとともにおでかけください。
 - ・ 健康診断後、個別の教育相談を行うこともあります。
※就学時健康診断について心配がある方は、事前に学区の小学校へご相談ください。
- 11月
- 承諾書の提出
 - ・ 教育相談を通じて十分な理解のもと、11月末までに「承諾書」を学区の小学校に提出します。
 - ・ 学校は「承諾書」を市教育委員会へ提出します。
- 12月～1月
- 次年度の受入準備
 - ・ 市教育委員会と県教育委員会は連絡を取り合いながら、特別支援学校への入校や特別支援学級への入級受け入れの準備を進めます。
- 2月
- 特別支援学校への入学通知、特別支援学級への入級許可書の送付
 - ・ 2月中旬には「特別支援学校 入学通知」が県教育委員会から保護者に市教育委員会経由で送付されます。
 - ・ 同時期に、「特別支援学級 入級許可書」が市教育委員会から保護者へ送付されます。



◇ よくある質問 ◇

Q1：特別支援教育コーディネーターの役割はどのようなものですか？

A：特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育を受ける児童生徒が、より良い教育環境で学習できるように保護者・学校・関係機関との連絡調整を担っている教員です。
郡山市立小・中・義務教育学校全校に、校長より指名された特別支援教育コーディネーターがおり、保護者からの相談窓口になるほか、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関と学校との連絡・調整などの役割を果たしています。

Q2：特別支援教育補助員の役割は、どのようなものですか？

A：特別支援教育補助員は、小・中・義務教育学校において校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師と連携して、特別な支援を必要とする複数の子どもたちに対して、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う職員です。

本市では、「どの子も思う存分学べる教育環境・充実」を推進しており、郡山市立の小・中・義務教育学校に特別支援教育補助員を派遣しています。（派遣される学校は、年度ごとに学校の実情により決定されます。）

特別支援教育補助員は、次のような役割が想定されており、学校の実情に応じて複数の子どもたちへの支援を行っています。

- ・ 基本的な生活習慣を確立するための日常生活の介助
- ・ 発達障がいの児童生徒に対する学習支援
- ・ 学習活動、教室間移動等における介助
- ・ 児童生徒の健康・安全の確保
- ・ 学校行事における介助



Q3：学校見学はいつでも可能ですか？

A：基本的には5～6月中に小・中学校の見学会(保護者のみ、2回程度)を実施しますので、この機会に見学してください。事前に各事業所、幼・保育所、病院等にチラシでお知らせします。他に、見学を希望する保護者の方と学校の都合が合えば見学は可能です。学校では、授業や行事等を行っているので、いずれの場合も事前に電話を入れていただいて、予定を確認する必要があります。

また、在籍しているお子さんの特性から、児童生徒がいる時間は見学ができないこともありますので、ご了解ください。

教育(就学)相談が必要な方は、学区の学校に電話で予約を取ってください。

Q4：市教育支援委員会の役割はどのようなものですか？

A：市教育支援委員会は、市教育委員会の諮問に応じて、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒の障がいの種類や状態を把握し、通常学級・特別支援学級への入級、特別支援学校入校について審議・答申を行います。

医師や福祉関係者、学識経験者、関係機関職員、教育関係者等15名から構成されており、定例の審議は年間4回行われる予定です。

審議依頼をする場合は、必要な資料を相談窓口になっている入学指定小学校に提出していただくことになります。

Q5：市教育支援委員会に審議を依頼する場合、どのような資料が必要ですか？

A：市教育支援委員会に審議を依頼される場合は、医療機関で受診し、次の4種類の心理検査報告書等の写しを提出していただいています。

① 知的な発達に関する検査（3年以内に実施したもの）

（例）田中ビネー検査、WISC-IV等の知能検査の結果

② 社会性の発達に関する検査（1年以内に実施したもの）

（例）S-M社会生活能力検査

③ 診断名がわかるもの（診断書、療育手帳等の写し）

※心理検査報告書に「診断名」と「担当医師の署名」があれば、診断書の提出は必要ありません。

※心理検査の結果については、主治医の指示の下、最新のものをご準備ください。

④ 教育相談票（学区の小学校よりお渡しします。）

※幼稚園・保育所・保育園・こども園・事業所等に記入してもらうところもあります。

※教育相談の窓口は学区の小学校です。

○ 視覚障がい・聴覚障がい・病弱・肢体不自由等の場合は、障がいや疾病に関する担当医の所見や診断書、その他リハビリテーションの計画書等が必要になることもあります。詳しくは、個々のケースによって異なりますので、学校を通じて総合教育支援センター（Tel933-8081）までお問い合わせください。



Q6：心理検査報告書や診断書は、いつ頃までに必要ですか？

A：市教育支援委員会で、年4回（7月～11月）の審議を予定しています。6月までに準備いただくと、審議書類の準備がスムーズです。遅くとも9月末までには、御準備ください。

Q7：特別支援学級（知的障がい）と特別支援学級（自閉症・情緒障がい）の違いは何ですか？

A：① 特別支援学級（知的障がい）

- 知的発達の遅滞がある子どもが対象
- 教育課程
 - ・ 自立活動の指導
 - ・ 各教科等を合わせたの指導 日常生活の指導 生活単元学習
 - ・ 子どもの実態に応じて柔軟に指導します。学びがゆっくりな場合は、その程度やスピードに合わせて、具体物を使ったり実際に体験したりしながら学習を行います。

② 特別支援学級（自閉症・情緒障がい）

- 自閉症又はそれに類する障がいがある子どもが対象
- 心理的な要因による選択性かん黙などがある子どもが対象
- ただし、知的発達の遅滞がない子どもが対象
- 教育課程
 - ・ 自立活動の指導
 - ・ 基本的に通常の該当学年の教育課程（該当学年の教科書で）

Q8：特別支援学校や特別支援学級で学ぶメリットは、どんなことですか？

A：特別支援学校も特別支援学級も、基本的には通常学級より少人数で学級編制がなされ、一人一人のお子さんの特性やニーズに合わせてきめ細かな支援を受けることができます。特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部）においては、1学級の児童生徒の数は、単一障がい学級は6名、重複障がい学級は3名とされています。特別支援学級の1学級の児童生徒数は、小・中・義務教育学校とも8名と定められ、学年を越えて編制されます。

Q9：特別支援学級に入ったら、他の児童生徒とは一緒に学習できないのですか？

A：特別支援学級の子どもと通常学級の子どもが学校教育の一環として、活動を共にすることを「交流及び共同学習」といいます。「交流及び共同学習」は、特別支援学級と通常学級の子どもたち双方の経験を広げ互いに理解し合い、社会性や豊かな心を育てる意味でも意義があります。各学校では、一人一人のお子さんのニーズに合わせて、教科によって通常学級で学習したり、通常学級で給食を食べたりしている例があります。また、基本的に遠足や修学旅行、運動会などの行事は、通常学級と一緒にを行っています。

Q10：就学予定の学校に特性に合った特別支援学級がない場合は、どのようにしたらよいですか？

A：学区に特別支援学級への入級希望者がいれば、学校は新設希望を出します。設置を検討するのは県教育委員会です。新設できるかどうかの県からの連絡は、例年2月頃になります。新設されなかった場合のために隣接している学校の中から、第1希望、第2希望を選んでいただきます。受け入れ側の学校の状況に応じて、必ずしも第1希望になるとは限りません。また、小学校で区域外就学になった場合でも、中学進学の際は学区指定の中学校に進学することになります。なお、年度によって特別支援学級の設置状況が変わりますので、特性に合った特別支援学級を有する隣接学校の有無については 総合教育支援センター（Tel933-8081）まで、お問い合わせください。

Q11：隣接の学校に行くようになったら弟や妹の入学はどうなりますか？

A：G君が学区指定のA校に特別支援学級がないため、隣接のB校に就学した場合、G君の弟妹（障がいがない）の就学については、以下のようになります。

① 学区指定のA校に就学する

② 区域外就学でG君のいるB校に就学する（教育上の配慮：兄弟同一）

※ ②の場合、G君が卒業しても区域外就学（教育上の配慮：兄弟同一）の理由から、卒業まで学区外通学が認められていますので、手続きなしで、継続して現在の小学校へ通学することができます。また、学区の小学校に戻ることもできます。

Q12：学区の学校に「自閉症・情緒学級」がなく、隣接の学校に入学してから「通常学級」に措置替えになった場合は、入学した学校に卒業まで通えますか？

A：学区指定のA校に特別支援学級がないため、隣接のB校に就学した場合、入学後に「通常学級」に措置替えになったとしても、卒業まで、隣接区の学校に通うことができます。なお、弟妹がいた場合は、Q11の対応が認められます。

Q13：「通常の学級から特別支援学級」または「特別支援学級から通常の学級」へ移ることは、いつでもできるのでしょうか？また、「公立小・中・義務教育学校から特別支援学校」へ移る場合は、どうでしょうか？

A：基本的に現在の制度では、年度途中の在籍変更はできません。

お子さんの特性をよく考えて、次年度から措置替えを希望する場合は、速やかに在籍校と相談を進め、年度内に市教育支援委員会の審議を受ける必要があります。

郡山市立小・中・義務教育学校から特別支援学校へ移る場合も、同様です。

ただし、急病などで緊急に病弱特別支援学校に転学が必要な場合は、その限りではありません。

Q14：特別支援学級に入ったら高校に進学できなくなりますか？

A：特別支援学級に在籍している生徒が、高等学校や専門学校等に進学することは可能です。お子さんの将来について学校と十分に話し合い、お子さんの特性に応じた進路先を選択することが大切です。

Q15：市教育支援員会で特別支援学校・特別支援学級（知的障がい）・特別支援学級（自閉症・情緒障がい）と判断された場合、必ずそこに入れなければならないのですか？

A：基本的に市教育支援委員会の判断は、お子さんにとって『必要な支援・指導が受けられる学びの場』の提案です。話し合いにより合意形成を図ります。

① 特別支援学校の判断

・学校教育法施行令第22条の3に該当する障がいがある。

② 特別支援学級（知的障がい）の判断

・知的障がいがある。または、その状態を呈している。

③ 特別支援学級（自閉症・情緒障がい）の判断

・自閉症や情緒障がいがある。または、その状態を呈している。

Q16：個別に就学相談する場合は、どんな機会がありますか？

A：① まずは、入学・進学先の学校と十分に話し合いを進めてください。

（窓口は教頭先生や特別支援教育コーディネーターになっています。）

② 市主催の「特別支援教育相談会」をご活用ください。

令和4年度は6月と8月に実施しました。広報こおりやまでも案内いたしますが、電話で予約を受付けます。

③ その他 随時相談に応じております。

〈就学についての相談〉 総合教育支援センター (933) 8081

〈発育・発達についての相談〉 母子保健係 (924) 3691